

2025年度

法学研究科博士後期課程入学試験

筆記試験

**専門科目試験問題
(民事訴訟法)**

注意事項：出願時に選択した科目（受験票に記入されている科目）の問題に解答してください。選択した科目と異なる科目の問題に解答した場合は採点しませんので注意してください。

答案用紙には、試験科目名と受験番号を必ず記入してください。

また、問題に複数の問いがある場合は、必ずその解答番号（「問1」、「問2」など）を記入したうえで解答してください。

※問題冊子に落丁・乱丁や文字のかすれなどがあれば、試験監督者に直ちに申し出てください。

目 次

(專門科目)

• 民事訴訟法 • • • • •	1
-------------------	---

2025 年度法学研究科博士後期課程入学試験問題 (1/1)

試験科目名 : 民事訴訟法

Xはその所有地（以下、本件土地）をYに賃貸しており、Yは本件土地の上に家屋（以下、本件家屋）を建築し所有していた。本件土地の賃貸借契約書には期間の定めがなかったが、Xは期間が満了したとして、Yに本件土地の明渡しを求めた。しかし、Yはこれに応じなかったため、XはYに対して、主位的に契約期間満了を原因として、予備的にYの用法違反を原因として家屋収去・土地明渡請求訴訟（以下、本件訴訟）を提起した。訴訟係属後、訴訟の事実審口頭弁論終結前に、Yは古くからの友人である第三者Zに本件家屋の使用を許可したところ、Zは私物の保管のためこれを使用していた。以下の問いに理由をつけて解答しなさい。

（１）本件訴訟でXがYに勝訴した場合、確定判決に基づいてXが本件家屋を使用するZに対して退去を求めたが、Zはこれに応じず、むしろXに対して明渡義務不存在確認の訴えを提起した。裁判所はZの主張の当否についてどのように判断すべきか（確認の利益については解答しなくてよい）。

（２）本件訴訟の係属中、Yは主位的な契約終了原因事実に対する反論に自信があったので、予備的な終了原因である用法違反の事実については自白した。その後、XはZの存在に気づき、Zを相手どって訴訟引受を申し立てたところ、裁判所は訴訟引受の決定をした。この場合において、ZはYの自白事実について争うことができるか。

2025年度

法学研究科博士後期課程入学試験

筆記試験

**専門科目試験問題
(民法)**

注意事項：出願時に選択した科目（受験票に記入されている科目）の問題に解答してください。選択した科目と異なる科目の問題に解答した場合は採点しませんので注意してください。

答案用紙には、試験科目名と受験番号を必ず記入してください。

また、問題に複数の問いがある場合は、必ずその解答番号（「問1」、「問2」など）を記入したうえで解答してください。

※問題冊子に落丁・乱丁や文字のかすれなどがあれば、試験監督者に直ちに申し出てください。

目 次

(專門科目)

• 民法 • • • • •	1
----------------	---

2025 年度法学研究科博士後期課程入学試験問題 (1 / 1)

試験科目名 : 民法

A は、B に対し、B の A に対する貸金債権を被担保債権として、A 所有の甲建物に抵当権を設定し、その旨の登記が備えられた。その後、C が甲建物の占有を開始し、現在まで占有を継続している。このとき、B は、C に対し、甲建物の明渡しを求めることができるか、適切に場合を分けながら、論じなさい。その際、判例の立場を明示しつつ、自らの考えを述べること。